

聖籠町訓令第一号

聖籠町非常勤職員等の期末一時金の支給基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年三月十八日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町非常勤職員等の期末一時金の支給基準の一部を改正する訓令

聖籠町非常勤職員等の期末一時金の支給基準の一部を改正する訓令（平成十七年聖籠町訓令第六号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「保育士及び幼稚園教諭」を「保育士、幼稚園教諭及び再任用臨時職員」に改める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。